天神川流域治水協議会規約(案)

(設置)

第1条 「天神川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、天神川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会は、必要に応じて第1項による委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 1 天神川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 - 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、 「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 - 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(ワーキンググループ)

- 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下にワーキンググループを置く。
 - 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる組織の構成員をもって構成する。
 - 3 ワーキンググループは、必要に応じて第2項による構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
 - 2 ワーキンググループは、原則非公開とし、審議の結果を協議会へ報告すること により、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得 て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な 事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、鳥取県 県土整備部 河川港湾局 河川課、国土交通省中国地方整 備局倉吉河川国道事務所が務める。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年7月30日から施行する。
 - 一部改定 令和4年2月16日
 - 一部改訂 令和6年●月●●日

天神川流域治水協議会 委員

(委員) 倉吉市長

三朝町長

湯梨浜町長

北栄町長

林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター 鳥取水源林整備事務所長

鳥取県 危機管理部長

鳥取県 県土整備部長

鳥取県 生活環境部長

国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長

鳥取地方気象台長

(オブザーバー)

農林水産省中国四国農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官

天神川流域治水協議会 ワーキンググループ

(ワーキンググループ) 倉吉市 総務部 防災安全課

建設部 建設課

上下水道局 工務課

三朝町 総務課

建設水道課

湯梨浜町 総務課

建設水道課

北栄町 総務課

地域整備課

林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署

国立研究開発法人 森林研究 · 整備機構

森林整備センター 鳥取水源林整備事務所

鳥取県 危機管理部 危機管理政策課

県土整備部 河川港湾局 河川課

河川港湾局 治山砂防課

生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課

くらしの安心局 まちづくり課

農林水産部 農業振興局 農地・水保全課

森林・林業振興局 森林づくり推進課

国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 鳥取地方気象台

(オブザーバー)

農林水産省中国四国農政局農村振興部設計課水利計画官

※ワーキンググループメンバーは、流域治水プロジェクトを幅広く検討するために、 メニューの有無を問わず、構成することとする。